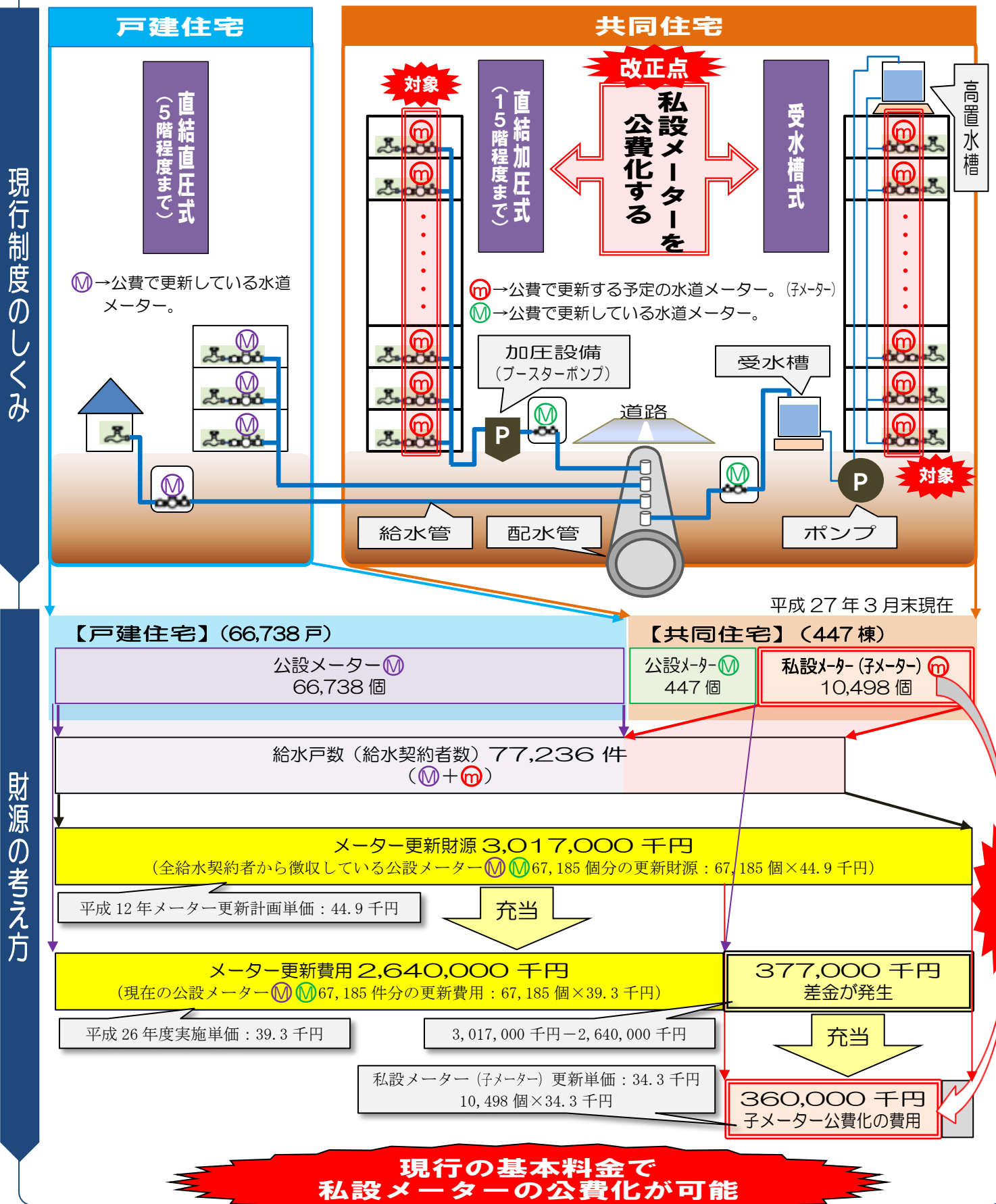


1 現行制度のしくみと財源の考え方



2 私設メーター設置の背景

- 1 厚生省通知による指導**
昭和 38 年の厚生省通知により、共同住宅所有者から要望があった場合は、個々の入居者を供給対象とみなして個別に検針し料金徴収を行うべきとの指導がなされた。
- 2 各戸検針の基準策定と共同住宅所有者との契約**
厚生省通知に基づき、本市は昭和 58 年に「帯広市上下水道部受水槽以下の私設メーターの各戸検針承認基準」を定めた。この基準により、共同住宅については、原則は公設メーター（M）による一括検針・一括徴収だが、私費によりメーター（m）（子メーター）を設置・更新することを契約条件に、各入居者を給水契約の相手方として検針・徴収を開始し、現在に至っている。

3 現状と制度見直しの必要性

- 水道メーターの有効期限は 8 年であるが、共同住宅所有者の費用負担となることから、更新が進んでいない。
- 共同住宅入居者から徴収している水道料金の基本料金の中にも公設のメーター更新費用が含まれている。
- 公益社団法人日本水道協会が平成 27 年 3 月に発行した「営業業務マニュアル」の中で、共同住宅の各戸検針で必要となる水道メーターの公費による設置の考え方が示された。

4 制度見直しの方針

- 共同住宅の私設メーターを公費負担とする。
- 共同住宅のメーターを公費で設置・更新する財源は、共同住宅入居者が支払う基本料金を充てる。

5 更新計画と年度別必要経費

年度	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	合計
メーター更新予定個数（個）	7,376	536	805	416	426	344	595	10,498
メーター更新事業費（千円）	253,000	19,000	27,000	14,000	15,000	12,000	20,000	360,000

- 更新対象の共同住宅メーター個数は、10,498 個である。
- 更新事業費は全体で 360,000 千円と積算している。
- 平成 28 年度から 7 年計画で実施する予定である。

6 条例改正（案）

帯広市水道事業給水条例第 13 条（水道メーターの設置等）

改正前（現行概要）	改正案（概要）【平成 28 年 3 月議会提案予定】
<p>■ メーターは、給水装置^{※1}に設置し、その位置は、管理者が定める。</p>	<p>■ メーターは、給水装置^{※1}に設置し、その位置は、管理者が定める。 ただし管理者が必要があると認めるときは、受水槽以下の給水設備^{※2}にメーターを設置することができる。</p>

※1 給水装置・・・配水管から分岐した給水管と、それに直接つながる蛇口までの部分。【図・青太線】
※2 給水設備・・・受水槽（水圧がなくなる所）から蛇口までの部分。【図・青細線】。